

竜串自然再生協議会後援名義の使用について

竜串自然再生の取り組みに対し、竜串自然再生協議会の後援名義の使用を承認する場合には、原則として次のとおりとする。

1. 後援の使用について

後援の名義は、「2. 承認の基準」に照らして、竜串自然再生協議会（以下、協議会）として行事の趣旨に賛同し、積極的に後援する価値のあるものに使用する。

2. 承認の基準

(1) 主催者の要件

主催者が次のいずれか一つに該当すること。

- ア 竜串自然再生に積極的に取り組んでいる個人、団体、行政機関、国際機関及び公益法人（宗教法人を除く）またはこれに準ずる団体
- イ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関
- ウ 行事の開催を目的として設けられた実行委員会、組織委員会
- エ その他上記各号に準ずると認められるもの

(2) 行事内容の要件

竜串自然再生の取り組みの推進または普及啓発に積極的に寄与するものであること。

(3) その他

後援の名義の使用を承認したことによって、協議会の信用を失墜することがないように配慮されていること。

3. 事務処理手続き

(1) 申請

申請者は、当該行事の名義使用期間開始日の少なくとも1カ月前までに、竜串自然再生協議会長あての申請書（別紙書式1）を竜串自然再生協議会運営事務局（以下、運営事務局）に提出する。

(2) 承認手続き

- ア 審査は運営事務局にて行う。
- イ 運営事務局は、審査の結果を申請者に通知し、定期的に協議会に報告する。

(3) 結果の報告

申請者は行事終了後、速やかに結果報告書を提出する。